

# 児童手当『現況届』についてのお知らせ

令和4年6月より、原則提出不要となった現況届ですが、**対象となる方には通知文書を送付します。**

【対象者の例】…児童を別居監護している方、同居父母で配偶者と離婚協議中の方、DV避難者、受給者と配偶者の所得が逆転した方 等

以下に該当する方は、手続きが必要となりますので、該当する可能性のある方はお早めに健康福祉課までご連絡ください。

**■公務員となり、所属長から手当を支給される方**

村での消滅手続きが必要です。所属長と村の二重受給の可能性がある場合、返還いただくこととなりますのでご注意ください。

**■所得超過で資格喪失した方で、前年度の所得の減少により支給対象となる方**

5～6月中旬に村民税の「納税決定通知書」がお手元に届き、右表の所得上限限度額以内となった場合、**15日以内**に新規認定請求のお手続きが必要です。

【児童手当限度額表】

扶養親族等の数(カッコ内は例)	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
	所得額(万円)	収入額の目安(万円)	所得額(万円)	収入額の目安(万円)
0人(前年末に児童が生まれていない場合 等)	622	833.3	858	1071
1人(児童1人の場合 等)	660	875.6	896	1124
2人(児童1人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	698	917.8	934	1162
3人(児童2人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	736	960	972	1200
4人(児童3人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	774	1002	1010	1238
5人(児童4人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	812	1040	1048	1276

※計算方法の詳細は村HPへ掲載しております。

◀ 村HP児童手当QRコード

健康福祉課 福祉グループ  
☎0175-28-5800



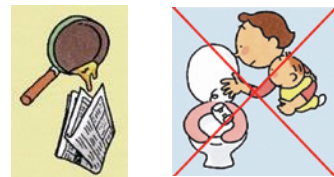
## 上下水道課 下水道グループからのお知らせ

村内各浄化センターで、水に溶けない繊維素材、生活残飯、海草類、頭髮、プラスチック片等の不要物の混入が、多数見受けられます。施設処理機器の故障の原因になりますので、次のことを厳守して頂きますようよろしくお願い致します。

- ・水洗トイレでは、**トイレットペーパーのみ**を使用し、水に溶けない繊維素材(ティッシュペーパー、生理用品、紙おむつ、ウエットティッシュ、トイ等)を流さない。
- ・**生活残飯及び使用済食用油は、燃えるゴミとして処分し、下水道へ流さない。**(食用油は、低温で固まるため、配水管に付着し詰まりの原因になります)
- ・**頭髮は、下水道へ流さない。**

※ なお、各家庭の宅地内汚水枡を破損した場合は、早急に修繕下さるようお願い致します。

また、公共枡(野花菖蒲を描いている枡)の破損及びその他相談がありましたら、上下水道課下水道グループまでご連絡下さい。



## 下水道へ加入されていない皆様へ

東通村では、生活排水等による河川の汚染を防ぎ、動植物が生息できる環境作りを目的として、尻屋浄化センター(尻屋地区)、中地区浄化センター(砂子又・桑原地区)、小田野沢浄化センター(小田野沢地区)、白糠浄化センター(白糠・老部地区)の4施設により下水道施設の供用を開始しています。

まだ加入されていないご家庭は、加入促進にご協力頂きますようよろしくお願い致します。

## 合併処理浄化槽の新設及び単独処理浄化槽・し尿処理用便槽の撤去に補助金が支給されます。

村では、生活排水等による河川の汚水を防ぎ、動植物が生息できる環境作りを目的とし、下水道施設が整備されていない地域において、合併処理浄化槽の新設及び単独処理浄化槽やし尿処理用便槽撤去費用の一部を平成26年度より補助しております。

なお、本事業は、令和5年度も引き続き継続して実施しますので、併せてお知らせいたします。

対象年度：令和元年度～令和5年度(単年度補助：各年8～10軒程度を予定)

令和5年度：補助金の交付決定を受けた日から令和6年1月末日までに合併処理浄化槽の設置が完成し、令和5年11月末日までに補助申請を提出できる方

対象区域：下水道施設が整備されていない地域

対象者：○新築で合併処理浄化槽を設置する方

○単独処理浄化槽及びし尿処理用便槽から合併処理浄化槽へ改修する方

補助金額：○合併処理浄化槽 5人槽 390,000円

(上限額) 6～7人槽 474,000円

8人槽以上 660,000円

○単独処理浄化槽撤去 … 120,000円

○し尿処理用便槽撤去 … 50,000円



※なお、合併処理浄化槽を設置した場合は、浄化槽の規模によって異なりますが、年間4～6万円程度の維持費と、浄化槽法に伴う検査(年1回：有料)が必要です。

※詳しくは、上下水道課 下水道グループにお問い合わせ下さい。

《連絡・問合せ先》 東通村上下水道課 下水道グループ ☎0175-33-2352(内線456～457)